

農業委員会広報紙

みどりのこだま

第86号

滋賀県大津市御陵町3番1号

発行所:大津市農業委員会

みどりのこだま編集部

令和2年3月15日発行

TEL(077)528-2680

大津市農業委員憲章(抜すい)

大津市農業委員は

- 一 農業・農村・農業者の代表者として、新基本法農政の推進に努め、市民の期待と信頼に応えます。
- 一 食料の自給率向上のため、適正な農地行政に努め、優良農地の確保と効率利用を進めます。
- 一 意欲ある担い手を育成確保し、望ましい農業構造を実現するため、農用地の利用集積と集団化に努めます。

農業委員会委員と農業者等との

意見交換会を開催しました

(令和二年一月二十九日)

認定農業者や農業組合、大津朝市グループなどの農業従事者、滋賀県及びブレイク大津農業協同組合などの皆さんにお集まりいただき、農業を取り巻く課題等について、農業委員及び農地利用最適化推進委員と意見交換を行いました。

意見交換を行う前に農業経営アドバイザーの西村紳一郎氏から「人・農地プラン・これからの農業を考える」と題して、講演をしていただきました。西村氏は平成二十一年十一月に「農事組合法人ぐっど・はーべすと」(東近江市横山町)を設立し初代理事長に就任。地域農業を守るために地域の活性化を目指し、高齢者は楽しく、若い人はやりがいを持って農業に関ってもらえるよう、集落一農場方式の集落営農組織を運営。特に若手の育成には工夫を凝らして、地域の農業を維持・発展できるように次代を見据えた法人経営に取り組みされました。

西村氏は、「土地改良を契機に地域での受け皿を作る。この土地の農業をどのように残すのか。農村集落をどう存続させるのか。地理的条件の良し悪しではなく、高齢化や若い人が流出する中でどうやっていくのか。①完全な協業(組合に利用権設定)②労力の出力が条件③一反あたりの出資金等。将来に亘って地域農業を守るため、営農部が作付け等を集中管理し、営農部の指示に従う。みんなで作業(基幹作業・水管理・畦畔の草刈り)をするのは大変だ。どうやって収益を上げるか、効率を考えないと配分できない。役員六人の任期は二年、次期は全員代わる。月一回集まって会議、あとはラインで協議する。住む人が農業を負担と感じずにいられるように、住んで良かったと言える地域にする。専従者の所得保障をする。子どもの声が聞こえるような集落づくりをしていくことが大事だ。」と話されました。

出席者六十八名が五班に別れて、意見交換を行いました。「高齢化、後継者不足だ。」「六十五歳以上が多いが、獣害対策講習会を年三回行い、放棄地をなくすよう頑張っていく。」「市街化区域内農地は固定資産税が高すぎる。」「無農薬大豆等、良質の物をほしがる人はいる。」「圃場が整備されても後継者は一番大きな問題だ。」「プランを率先して引く張る人がいない。」「新規就農者に下限面積五反縛りがあるので厳しい。」等の意見が出ました。



「人と農地の問題」について話し合いました

各班から多数意見があったように「後継者・担い手の育成確保」が最重要課題となっております。農業委員会では「次の世代が農業に従事できる環境づくり」のために、「地域の皆さんが、地域の農地利用を地域全体で考えることは、非常に重要なこと」と考えております。

農業委員・農地利用最適化推進委員が、大津市やブレイク大津農業協同組合などの関係機関と連携して、「人・農地プラン」の作成など地域での話し合いを促進していくことに積極的に関わってまいります。地域の中心となる経営体を誰にするのか、中心となる経営体にどのように農地を集約するのか、中心となる経営体以外の農業者の役割をどうするのか、地域全体で話し合っ農地を守りましょう。

まずは、遊休農地にしないことが大事です